

CMJ登録制度とは

電気製品に使用される部品・材料の製造事業者からのお申込みを受け、電気用品安全法の技術基準に基づく試験を実施するとともに、製造工場の品質管理体制を調査し、これらに適合したものを登録する制度です。

また、登録後も毎年定期的に工場調査や抜き取り試験を実施し、継続的に適合性を確認しています。

CMJ登録制度に関する
お問い合わせ・お申込みは下記の認証機関へ！

JET

一般財団法人 電気安全環境研究所

<https://www.jet.or.jp>



お問合せ・お申込み

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

TEL 03-3466-9203

E-mail cs@jet.or.jp

JQA

一般財団法人 日本品質保証機構

<https://www.jqa.jp>



お問合せ

安全電磁センター 認証部 認証課

TEL 042-679-0126

FAX 042-679-0170

E-mail jtp-safety-cert@jqa.jp

お申込み

安全電磁センター 営業課

TEL 042-679-0246

FAX 042-679-0170

E-mail jtp-safety-cstm@jqa.jp

CMJ事務局（認証制度共同事務局）

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-13 協建新宿1丁目ビル4F

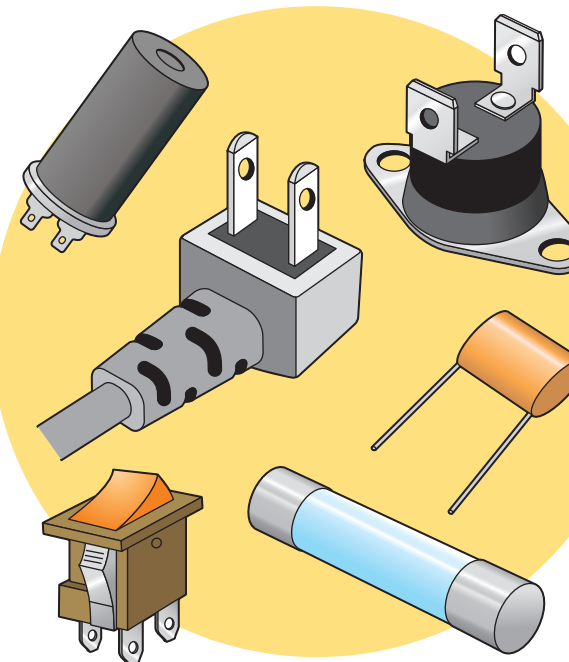
TEL 03-5362-7077 FAX 03-3358-5558

<https://www.s-ninsho.com/cmj/>



活用しましょう

CMJ登録制度



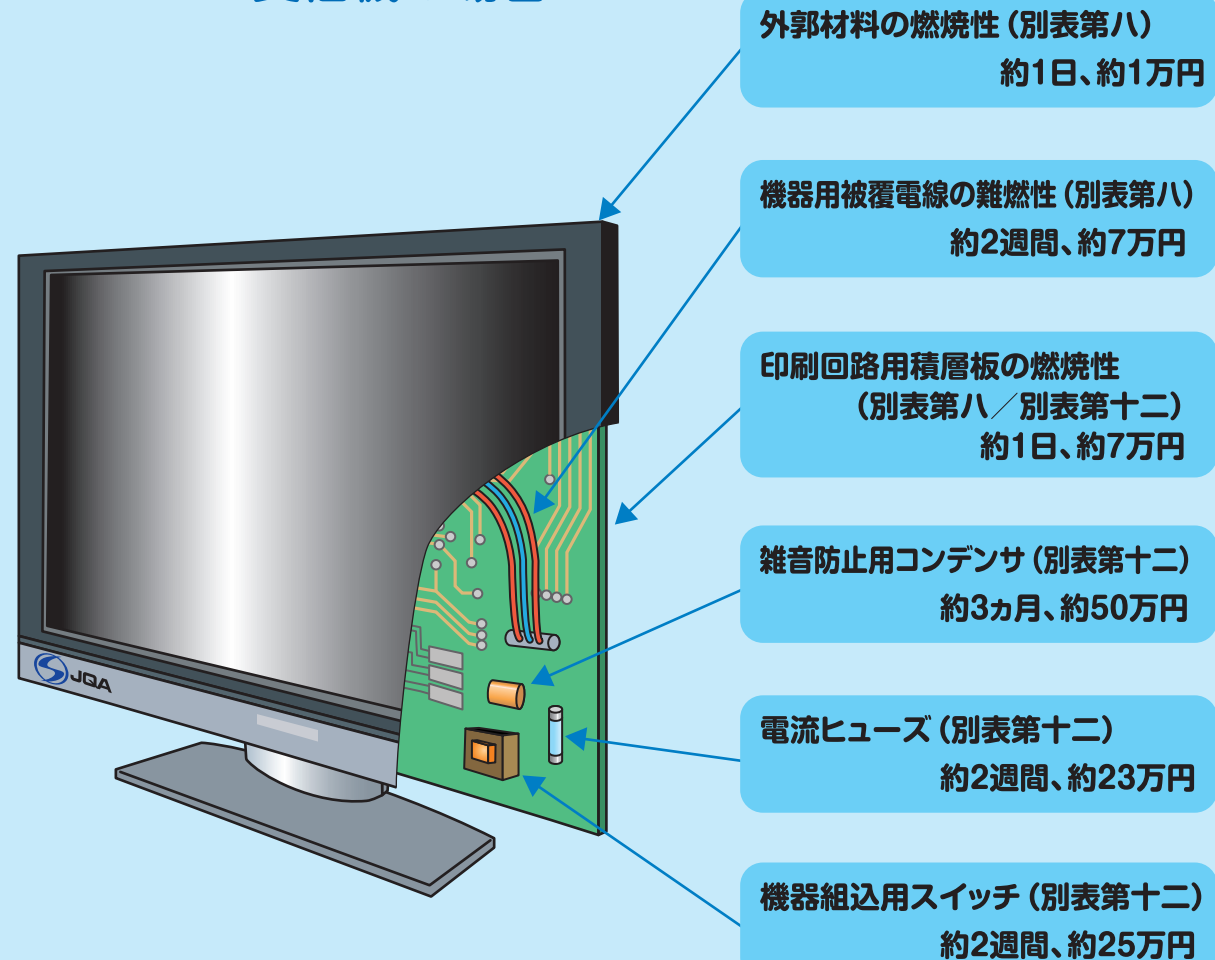
電気用品部品・材料認証協議会

CMJ(Certification Management Council for Electrical & Electronic Components and Materials of japan)

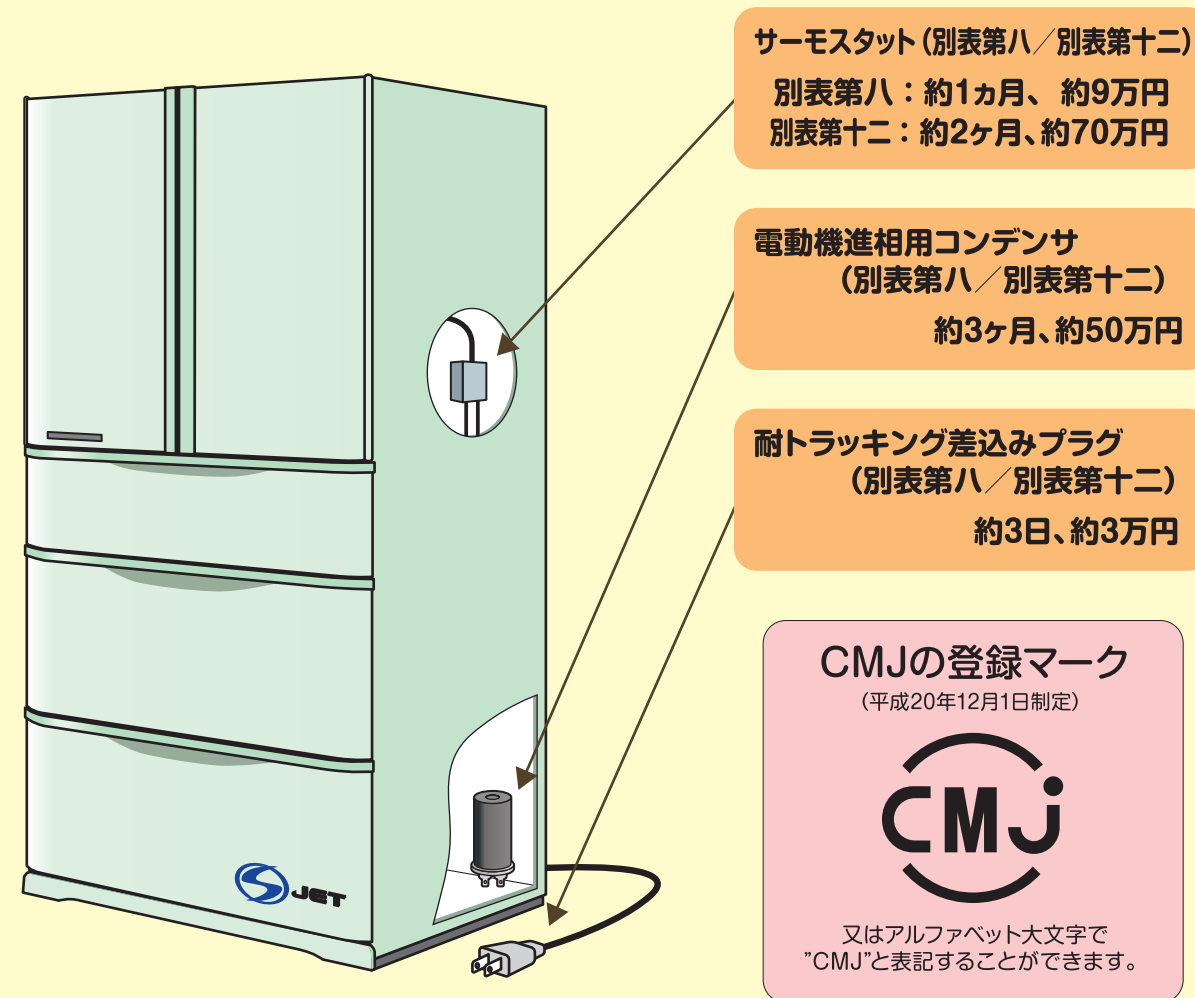
CMJ登録制度を電気製品の安全性確保のために活用しましょう！！

電気用品安全法によって、電気用品を製造又は輸入する事業者には、その製造又は輸入する製品が技術基準に適合していることを確認する義務が課せられています。適合性を確認するためには、製品本体のみならず、製品を構成する部品・材料についても試験を実施する必要があるため、多くの費用と期間が必要になりますが、CMJ登録制度に基づいて登録された部品・材料は、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」における、「客観的に確認し・・・」（一例として、別表第八1(2)ユ項(ロ)の文中にあります。)に該当するものとして、Sマーク認証でも取り扱うことができますので、以下のような費用と期間が低減できます。

テレビジョン受信機の場合



冷蔵庫の場合



CMJ登録には、上記以外にも使用温度の上限値（絶縁物の耐熱性（別表第八））、ボールプレッシャー試験（外郭材料の耐熱性（別表第八））、垂直燃焼（材料の難燃性（別表第八））、グローワイヤー（外郭材料の耐火性（別表第十二））、ピカット（絶縁材料の耐熱性（別表第十二））があり、各種電気製品にご活用いただけます。

日頃の基準適合性確認にもCMJ登録制度が役に立ちます。

CMJ登録された部品・材料は、毎年定期的実施される工場調査や抜取り試験によって、継続的に電気用品安全法の技術基準への適合性が確認されていますので、部品・材料の受入検査業務の効率化にも結びつきます。